

令和4年度（2022年度）行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査のテーマ

公の施設における使用料又は利用料金の減額又は免除について

3 監査の目的

公の施設に係る使用料については、地方自治法第225条の規定に基づき、施設の利用に対する対価として徴収するものである。当該使用料を減額又は免除（以下「減免」という。）するためには、その理由や要件について一定の明確な基準の下、受益者負担の原則に十分配慮した上で、公平・公正に適用する必要がある。

公の施設における使用料又は利用料金（以下「施設使用料等」という。）の減免に関する事務については、財政援助団体等監査においても、ここ数年、連続して、減免の規定や手続において不適切な取扱いが見受けられ、指摘を行ったところである。

そこで、公の施設に係る施設使用料等の減免手続等について、対象となる全ての施設の事務処理の状況を把握し、手続が条例等に基づき適正に行われているか調査することで、そのリスクの把握・分析を通じて合规性はもとより効率性、有効性についても検証する。

4 監査対象施設及び所管課

条例に当該施設の施設使用料等の減免について規定されている公の施設のうち、広く市民に貸出しをしている施設

- (1) 監査対象施設 市民集会所（地域市民センター） 外31施設
- (2) 監査対象部 市民活動推進部 外7部

| No | 施設名 | 実数 | 所管部 | 所管課 |
|----|-----------------------------|-----|-----------|-------------|
| 1 | 市民集会所（地域市民センター） | 18 | 市民活動推進部 | 協働推進課 |
| 2 | 長房ふれあい館（浴室を除く。） | 1 | | |
| 3 | 市民会館 | 1 | | 学園都市文化課 |
| 4 | 芸術文化会館（駐車場以外） | 1 | | |
| 5 | 芸術文化会館（駐車場） | | | |
| 6 | 南大沢文化会館 | 1 | | |
| 7 | 学園都市センター | 1 | | |
| 8 | 夢美術館 | 1 | | |
| 9 | 市民集会所（市民集会所） | 6 | 市民部 | 市民生活課 |
| 10 | 戸吹湯ったり館 | 1 | 医療保険部 | 地域医療政策課 |
| 11 | 大横保健福祉センター （室内歩行用プール） | 1 | | 大横保健福祉センター |
| 12 | 東浅川保健福祉センター （市民集会施設・体育室） | 1 | | 東浅川保健福祉センター |
| 13 | 東浅川保健福祉センター （室内プール） | | | |
| 14 | 高尾山麓駐車場 | 1 | 産業振興部 | 観光課 |
| 15 | 夕やけ小やけふれあいの里 | 1 | | |
| 16 | 高尾599ミュージアム（交流施設） | 1 | | |
| 17 | 余熱利用センター（プール以外） | 1 | 資源循環部 | 北野清掃工場 |
| 18 | 余熱利用センター（プール） | | | |
| 19 | 都市公園 | 807 | まちなみ整備部 | 公園課 |
| 20 | 都市公園（長池公園・高尾駒木野庭園） | 2 | | |
| 21 | 市営駐車場 | 3 | 道路交通部 | 交通事業課 |
| 22 | 富士森公園 | 1 | 生涯学習スポーツ部 | スポーツ施設管理課 |
| 23 | 上柚木公園 | 1 | | |
| 24 | 運動公園※ | 8 | | |
| 25 | 戸吹スポーツ公園 | 1 | | |
| 26 | 総合体育館 | 1 | | |
| 27 | 富士森体育館 | 1 | | |
| 28 | 甲の原体育館 | 1 | | |
| 29 | 運動場 | 1 | | |
| 30 | 陵南プール | 1 | | |
| 31 | 生涯学習センター | 3 | | |
| 32 | こども科学館 | 1 | こども科学館 | |

注1 1つの施設の中でも減免の取扱いが異なるものは、別施設として表示している。

注2 部課名及び施設名は、令和3年度（2021年度）時点のものである。

※ 運動公園とは、大塚公園、大平公園、内裏谷戸公園、松木公園、別所公園、殿入中央公園、久保山公園、北野公園の8公園である。

5 監査対象事務

- (1) 本市が直営で管理運営している施設（以下「直営施設」という。）
当該施設使用料（占用料は除く。）の減免に関する事務
 - (2) 指定管理者が管理運営している施設（以下「指定管理施設」という。）
指定管理施設における施設利用料金の減免に関する事務及び、当該指定管理者から担当所管への報告に関する事務
- なお、上記監査対象事務は令和3年度（2021年度）執行分とする。

6 監査の期間

令和4年（2022年）4月27日から同年12月20日まで

7 監査の着眼点

主な着眼点については、次のとおりである。

- (1) 減免に関する規定は、整備されているか。
- (2) 規定に明確に定めのない減免理由について合規的に意思決定がなされているか。
- (3) 減免の手続は、規定に基づき適切に行われているか。
- (4) 減免の手続に係る書類は、適切に処理され、管理されているか。
- (5) 指定管理者が減免決定を行っている場合、当該施設を担当している所管課が減免決定内容について適切な報告を求めて、確認しているか。

8 監査の実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき実施した。監査に当たっては、八王子市監査基準実施細目に基づき、関係書類、帳簿、証書類等について、照合、確認、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

9 調査の実施方法

- (1) 監査対象とする施設を管理している所管課に対して調査票を送付し、回答と併せて、事務処理に係る関係書類等の提出を依頼した。

- (2) 上記(1)により回答された調査票と提出された関係書類等や条例・規則との突合を行った。
- (3) 上記(2)により更に調査が必要となった項目について、第2回目の調査票を送付し、回答と併せて、事務処理に係る関係書類等の提出を依頼した。
- (4) 上記(3)により回答された調査票と提出された関係書類等や条例・規則との突合を行い、内容の確認を行うとともに、集められたデータについて、全体的傾向の把握及び分析を行った。
- (5) 上記(4)の中で、更に確認が必要となる事項等について、該当所管や関係所管に聴き取り調査を実施した。

第2 調査の結果

1 調査対象施設の結果の概要

(1) 調査対象施設における減免根拠・施設使用料等・減免金額

ア 直営施設

| 施設分類・施設名 | 実数 | 減免根拠（令和3年度） | 使用料（円） | 免除金額（円） | 減額金額（円） |
|------------------------------|-----|---|-------------|-------------|-----------|
| レクリエーション・スポーツ施設 | | | | | |
| 富士森公園 | 1 | 都市公園条例 第14条 都市公園条例施行規則 第13条の2 | 34,571,030 | 2,872,640 | 0 |
| 富士森体育館 | 1 | 体育館条例 第6条第5項 体育館条例施行規則 第7条 | 23,203,450 | 2,109,350 | 382,800 |
| 運動場 | 1 | 運動場条例 第6条第3項 運動場条例施行規則 第8条 | 11,388,500 | 1,259,000 | 620,000 |
| 陵南プール | 1 | 陵南プール条例 第3条第2項 陵南プール条例施行規則 第5条 | 1,199,080 | ※ | 0 |
| 基盤施設 | | | | | |
| 高尾山麓駐車場 | 1 | 観光施設条例 第3条第3項 高尾山麓駐車場使用規則 第5条 | 45,537,150 | 1,136,200 | 0 |
| 都市公園 | 807 | 都市公園条例 第14条 都市公園条例施行規則 第13条の2 | 577,560 | 99,354,027 | 0 |
| 文教施設 | | | | | |
| 市民集会所 （市民集会所） | 6 | 市民集会所条例 第7条第3項 市民集会所条例施行規則 第7条 | 2,454,700 | 276,800 | 0 |
| 生涯学習センター | 3 | 生涯学習センター条例 第8条 生涯学習センター条例施行規則 第5条 | 20,324,500 | 5,050,050 | 0 |
| こども科学館 | 1 | こども科学館条例 第7条 こども科学館条例施行規則 第5条 | 4,575,200 | 1,815,850 | 0 |
| 社会福祉施設 | | | | | |
| 大横保健福祉センター （室内歩行用プール） | 1 | 大横保健福祉センター条例 第8条第4項 大横保健福祉センター条例施行規則 第5条 | 6,800 | 0 | 0 |
| 東浅川保健福祉センター （市民集会所施設・体育室） | 1 | 東浅川保健福祉センター条例 第8条第4項 東浅川保健福祉センター条例施行規則 第6条 | 1,509,200 | 3,867,100 | 0 |
| 東浅川保健福祉センター （室内プール） | | 東浅川保健福祉センター条例 第8条第4項 東浅川保健福祉センター条例施行規則 第6条 | 1,688,130 | 0 | 0 |
| 合計 | | | 147,035,300 | 117,741,017 | 1,002,800 |

注1 施設分類は、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」の施設分類を参考に分類した。

注2 施設名・減免根拠等については、令和3年度（2021年度）時点のものである。

※ 施設において、障害者の大人と子供を区別して記録していないため集計できない。

イ 指定管理施設

| 施設分類・施設名 | 実数 | 減免根拠（令和3年度） | 利用料金等 （円） | 免除金額 （円） | 減額金額 （円） |
|----------------------------|----|--|---------------|-------------|-------------|
| レクリエーション・スポーツ施設 | | | | | |
| 戸吹湯ったり館 | 1 | 戸吹湯ったり館条例 第6条 | 30,148,010 | 852,600 | 1,392,200 |
| 余熱利用センター （プール以外） | 1 | 余熱利用センター条例 第8条 余熱利用センター条例施行規則 第6条第1項 | 3,127,900 | 21,800 | 0 |
| 余熱利用センター （プール） | | 余熱利用センター条例 第8条 余熱利用センター条例施行規則 第6条 | 8,588,417 | 2,700,360 | 0 |
| たやけ小やけふれあいの里 | 1 | たやけ小やけふれあいの里条例 第7条 たやけ小やけふれあいの里条例施行規則 第8条 | 8,188,490 | 2,631,600 | 0 |
| 上柚木公園 | 1 | 都市公園条例 第14条 都市公園条例施行規則 第13条の2 | 28,725,990 | 1,158,400 | 0 |
| 運動公園※ | 8 | 都市公園条例 第14条 都市公園条例施行規則 第13条の2 | 37,316,500 | 970,500 | 0 |
| 戸吹スポーツ公園 | 1 | 都市公園条例 第7条の2第6項 都市公園条例施行規則 第8条の3 | 36,013,750 | 521,450 | 0 |
| 総合体育館 | 1 | 総合体育館条例 第10条 総合体育館条例施行規則 第7条 | 127,075,764 | 831,100 | 1,223,800 |
| 甲の原体育館 | 1 | 体育館条例 第7条第6項 体育館条例施行規則 第7条の2 | 7,729,270 | 2,000 | 12,300 |
| 産業振興施設 | | | | | |
| 高尾599ミュージアム（交流施設） | 1 | 高尾599ミュージアム条例 第9条 高尾599ミュージアム条例施行規則 第8条 | 113,000 | 0 | 0 |
| 基盤施設 | | | | | |
| 都市公園 （長池公園・高尾 駒木野庭園） | 2 | 都市公園条例 第14条 都市公園条例施行規則 第13条の2 | 1,166,300 | 225,400 | 0 |
| 市営駐車場 | 3 | 市営駐車場条例 第6条第7項 市営駐車場条例施行規則 第6条 | 359,289,539 | 0 | 29,717,160 |
| 文教施設 | | | | | |
| 市民集会所（地域 市民センター） | 18 | 市民集会所条例 第6条第5項 市民集会所条例施行規則 第7条 | 83,718,450 | 1,140,450 | 0 |
| 長房ふれあい館 （浴室を除く。） | 1 | 長房ふれあい館条例 第9条 長房ふれあい館条例施行規則 第7条 | 2,929,300 | 0 | 0 |
| 市民会館 | 1 | 市民会館条例 第6条 市民会館条例施行規則 第7条 | 110,430,350 | 0 | 119,000 |
| 芸術文化会館 （駐車場以外） | 1 | 芸術文化会館条例 第8条 芸術文化会館条例施行規則 第7条第1項 | 69,534,600 | 0 | 37,950 |
| 芸術文化会館 （駐車場） | 1 | 芸術文化会館条例 第8条 芸術文化会館条例施行規則 第7条第2項 | 9,043,300 | 0 | 408,000 |
| 南大沢文化会館 | 1 | 南大沢文化会館条例 第8条 南大沢文化会館条例施行規則 第7条 | 43,107,400 | 0 | 0 |
| 学園都市センター | 1 | 学園都市センター条例 第8条 学園都市センター条例施行規則 第7条 | 29,159,670 | 0 | 2,716,040 |
| 夢美術館 | 1 | 夢美術館条例 第8条 夢美術館条例施行規則 第5条 | 8,995,800 | 5,955,500 | 2,178,530 |
| 合計 | | | 1,004,401,800 | 17,011,160 | 37,804,980 |

注1 施設分類は、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」の施設分類を参考に分類した。

注2 施設名・減免根拠等については、令和3年度（2021年度）時点のものである。

※ 運動公園とは、大塚公園、大平公園、内裏谷戸公園、松木公園、別所公園、殿入中央公園、久保山公園、北野公園の8公園である。

(2) 調査対象施設のうち直営施設と指定管理施設数

| 直営施設数 | 指定管理施設数 | 合計 |
|-------|---------|----|
| 12 | 20 | 32 |

市では、公の施設における市民サービスの向上と経費の節減を図り、施設の設置目的を効果・効率的に達成するため、平成16年度（2004年度）に指定管理者制度を導入して以降、施設の設置目的を踏まえ直営からの運営形態の転換を図ってきた。今回調査した施設では直営施設より指定管理施設が多い。

(3) 調査対象施設における減免に係る規定及び手続の整備状況

| 対象施設 | 条例・規則に規定あり | | 条例・規則に規定があるが事務手続に不備あり | | 条例・規則に規定なし | | 合計 |
|--------|------------|-------|-----------------------|-------|------------|-------|----|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | |
| 直営施設 | 8 | 66.7% | 3 | 25.0% | 1 | 8.3% | 12 |
| 指定管理施設 | 10 | 50.0% | 6 | 30.0% | 4 | 20.0% | 20 |
| 合計 | 18 | 56.3% | 9 | 28.1% | 5 | 15.6% | 32 |

「条例・規則に規定あり」とは、条例や規則に減免の基準が明記されている、又は「市長（教育委員会）が特別な理由があると認めたとき」などの規則の規定に基づき、別途市長（教育委員会）までの意思決定により減免の対象者や内容を具体的に定めた基準（以下「市長等が定める別基準」という。）を定めている施設である。

「条例・規則に規定があるが事務手続に不備あり」とは、減免を実施するためには、「市長等が定める別基準」を別に定める必要があるところ、当該事務手続が確認できない又は市長（教育委員会）の決裁によらず意思決定しており、手続に不備がある施設である。

「条例・規則に規定なし」とは、条例や規則の規定に基づき減免を実施していたが、規則改正等の際に規定整備に不備があったため、現在の条例や規則では当該減免を実施することができない施設である。

「条例・規則に規定があるが事務手続に不備あり」と「条例・規則に規定なし」を合わせると、直営施設では約3割の施設で、指定管理施設では5割の施設で何らかの不備が見受けられた。

(4) 調査対象施設の条例・規則に規定されている減免理由内訳

| 条例又は規則に規定のある 減免理由 | 直営施設数 | | | 指定管理施設数 | | | 合計 |
|--|-------|----|----|---------|----|----|----|
| | 条例 | 規則 | 小計 | 条例 | 規則 | 小計 | |
| 学校活動、スポーツ・レクリエーションなど教育目的で利用するとき（学校、学校等に在籍する者、社会教育団体、市及び教育委員会等） | 0 | 4 | 4 | 0 | 6 | 6 | 10 |
| 障害者の更生援護事業や福祉を増進する事業を行うことを目的とする団体等で市長（教育委員会）が別に定める要件に該当するもの【別途決裁が必要】 | 0 | 7 | 7 | 0 | 14 | 14 | 21 |
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等身体障害者及び当該付添人 | 0 | 3 | 3 | 0 | 5 | 5 | 8 |
| 施設の特性によるもの（緊急車両等、テレビ・ラジオの公開放送等、公園の利用又は占用が公益を目的したものなど） | 2 | 1 | 3 | 3 | 5 | 8 | 11 |
| 60歳以上の高齢者又は高齢者団体等 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| その他市長（教育委員会）が認めるもの【別途決裁が必要】 | 0 | 4 | 4 | 1 | 6 | 7 | 11 |
| 合計 | 2 | 22 | 24 | 4 | 36 | 40 | 64 |

注 同じ施設でも条例又は規則の中で複数の減免理由がある場合は、それぞれ1件と集計しているため、施設数とは一致しない。

具体的な減免理由が条例に規定されている場合は少なく、多くの施設では規則で定められている。また、条例又は規則に減免できる規定として記載があるものの、表記載の【別途決裁が必要】のとおり、更に「市長等が定める別基準」について別途市長（教育委員会）決裁をとらなければならないものも多く見受けられた。

(5) 調査対象施設の施設使用料等減免状況

| 対象施設 | 施設使用料等 | | 免除 | | 減額 | |
|--------|-----------|---------------|--------|-------------|--------|------------|
| | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) |
| 直営施設 | 325,466 | 147,035,300 | 18,562 | 117,741,017 | 901 | 1,002,800 |
| 指定管理施設 | 1,327,483 | 1,004,401,800 | 37,232 | 17,011,160 | 50,746 | 37,804,980 |
| 合計 | 1,652,949 | 1,151,437,100 | 55,794 | 134,752,177 | 51,647 | 38,807,780 |

注 各施設における件数の集計方法は、1人1件や申請書ごとに1件など、施設により異なる。

直営施設については使用料を、指定管理施設は利用料金（利用料金制を導入していない施設においては使用料）を徴収している。

施設使用料等の件数には、実際に利用した件数として免除及び減額の件数を含めているが、金額には免除又は減額しているため含めていない。

2 直営施設・指定管理施設別調査結果の概要

(1) 減免申請方法の状況

| 方法 | 直営施設数 | 指定管理施設数 | 合計 |
|---------------------|-------|---------|----|
| 申請書等の書面 | 8 | 14 | 22 |
| 窓口で減免対象者と確認できるものの提示 | 2 | 6 | 8 |
| 合計 | 10 | 20 | 30 |

注 減免に係る申請のみを集計しているため、調査対象施設数と一致しない。

「窓口で減免対象者と確認できるものの提示」で実施している施設は、条例や規則に申請書等による申請の規定がないため、減免対象者と確認できるものの提示により減免としている施設である。

(2) 減免申請受領時期の状況

| 時期 | 直営施設数 | 指定管理施設数 | 合計 |
|--------|-------|---------|----|
| 貸出日より前 | 5 | 13 | 18 |
| 貸出日当日 | 3 | 1 | 4 |
| 合計 | 8 | 14 | 22 |

(1)の「申請書等の書面」で申請を受けている22施設全てにおいて、貸出日以前に減免申請を受領している。

(3) 減免決定通知書交付時期の状況

| 時期 | 直営施設数 | 指定管理施設数 | 合計 |
|---------|-------|---------|----|
| 貸出日より前 | 5 | 10 | 15 |
| 貸出日当日 | 3 | 1 | 4 |
| 交付していない | 0 | 3 | 3 |
| 合計 | 8 | 14 | 22 |

(1)の「申請書等の書面」で申請を受けている22施設のうち約9割の施設が、貸出日以前に減免決定通知書を交付している。指定管理施設において減免決定通知書の定めがなく、減免決定通知書を交付していない施設も見受けられた。なお、指定管理施設における減免決定通知書は、指定管理者が任意で定めた様式である。

(4) 減免対象者の確認方法

| 方法 | 直営施設数 | 指定管理施設数 | 合計 |
|----------------------|-------|---------|----|
| 本人確認書類等の提示後記録又はコピーあり | 2 | 2 | 4 |
| 本人確認書類等の提示後記録又はコピーなし | 8 | 18 | 26 |
| 合計 | 10 | 20 | 30 |

注 減免対象者の確認方法のみを集計しているため、調査対象施設数と一致しない。

減免対象者の確認方法は、全ての施設において本人確認書類等により確認を行っており、減免件数も記録している。また、確認書類等について記録やコピーを残している施設もいくつか見受けられた。

(5) 減免申請の所管課における決裁状況（直営施設のみ）

| 方法 | 直営施設数 |
|-----------------|-------|
| 申請1件ごとに決裁している | 4 |
| 申請を1日まとめて決裁している | 4 |
| 合計 | 8 |

(1)の「申請書等の書面」で申請を受けている8施設全てにおいて、決裁

がなされていた。

(6) 減免に係る報告書を指定管理者から受領する時期（指定管理施設のみ）

| 時期 | 指定管理施設数 |
|---------------------|---------|
| 申請ごと | 1 |
| 毎月 | 10 |
| 年度末 | 3 |
| モニタリング時に確認（報告書はなし。） | 4 |
| 提出を求めている | 2 |
| 合計 | 20 |

ほとんどの施設において報告書などで報告を受けていたが、モニタリング時に所管課が確認するなどの理由から、報告を求めている施設もあった。

3 政策的判断により統一的に実施した減免内容について

調査を進めていく中で、市の政策的判断により複数の施設を対象に減免実施を決定しているものがみられた。複数の施設で実施している減免についてその実施状況に関し、以下の減免についての追加調査を行った。

- ①「障害者（個人）」： 身体障害者手帳等の所持者を対象として減免するもの
- ②「障害者（団体）」： 市内の団体で障害者5人以上を含む10名以上の市に登録している団体及び市が補助している障害者団体を対象に減免するもの
- ③「子ども土曜日」： 中学生以下の子どもを対象として土曜日の施設使用料等を減免するもの
- ④「こどもの日」： 中学生以下の子どもを対象としてこどもの日の施設使用料等を減免するもの

①「障害者（個人）」及び②「障害者（団体）」の減免については、平成14年（2002年）1月の政策会議において決定し、障害者福祉課長が「有料公共施設における障害者に対する減免取扱いについて」により通知している。

また、③「子ども土曜日」の減免については、平成14年（2002年）3月の政策会議において決定し、企画政策室長が「公共施設の土曜日における子どもの料金の無料化について」により通知している。

そして、④「こどもの日」の減免については、平成13年（2001年）4月の調整会議により決定し、その会議において周知している。

上記のとおり、政策的判断によりそれぞれ統一した減免の対応としている。

(1) 障害者（個人）・障害者（団体）・子ども土曜日・こどもの日の減免等実施状況

| 減免対象 | 直営施設数 | | | 指定管理施設数 | | | 合計 |
|---------|-------|----|----|---------|----|----|----|
| | 減免 | 無料 | 小計 | 減免 | 無料 | 小計 | |
| 障害者（個人） | 5 | 2 | 7 | 8 | 2 | 10 | 17 |
| 障害者（団体） | 7 | 0 | 7 | 14 | 0 | 14 | 21 |
| 子ども土曜日 | 3 | 1 | 4 | 4 | 2 | 6 | 10 |
| こどもの日 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 | 4 | 7 |

同じ減免対象でも、施設により「減免」扱いとしている施設と、「無料」扱いとしている施設に分かれており、扱いが統一されていない。

(2) 減免又は無料の根拠の整備状況

それぞれの根拠の整備状況をみていくと異なる傾向が見られた。なお、表中の根拠内容の定義については、41ページに記載のとおりである。

ア 障害者（個人）

| 根拠内容 | 直営施設数 | | | 指定管理施設数 | | | 合計 |
|-----------------------|-------|----|----|---------|----|----|----|
| | 減免 | 無料 | 小計 | 減免 | 無料 | 小計 | |
| 条例・規則に規定あり | 5 | 2 | 7 | 7 | 0 | 7 | 14 |
| 条例・規則に規定があるが事務手続に不備あり | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 条例・規則に規定なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | 5 | 2 | 7 | 8 | 2 | 10 | 17 |

直営施設については、全て「条例・規則に規定あり」であったが、指定管理施設においては、事務手続に不備があったほか、規定が整備されていない施設が見られた。

イ 障害者（団体）

| 根拠内容 | 直営施設数 | | | 指定管理施設数 | | | 合計 |
|-----------------------|-------|----|----|---------|----|----|----|
| | 減免 | 無料 | 小計 | 減免 | 無料 | 小計 | |
| 条例・規則に規定あり | 4 | 0 | 4 | 7 | 0 | 7 | 11 |
| 条例・規則に規定があるが事務手続に不備あり | 3 | 0 | 3 | 7 | 0 | 7 | 10 |
| 条例・規則に規定なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 7 | 0 | 7 | 14 | 0 | 14 | 21 |

直営施設及び指定管理施設ともに規定は整備されていたが、半数の施設で事務手続に不備があった。

ウ 子ども土曜日

| 根拠内容 | 直営施設数 | | | 指定管理施設数 | | | 合計 |
|-----------------------|-------|----|----|---------|----|----|----|
| | 減免 | 無料 | 小計 | 減免 | 無料 | 小計 | |
| 条例・規則に規定あり | 2 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 | 5 |
| 条例・規則に規定があるが事務手続に不備あり | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 条例・規則に規定なし | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | 4 |
| 合計 | 3 | 1 | 4 | 4 | 2 | 6 | 10 |

エ こどもの日

| 根拠内容 | 直営施設数 | | | 指定管理施設数 | | | 合計 |
|-----------------------|-------|----|----|---------|----|----|----|
| | 減免 | 無料 | 小計 | 減免 | 無料 | 小計 | |
| 条例・規則に規定あり | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 条例・規則に規定があるが事務手続に不備あり | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 条例・規則に規定なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 | 4 | 7 |

条例・規則に規定がないにもかかわらず、減免又は無料を実施している施設は、ウ「子ども土曜日」については4施設であり、エ「こどもの日」は1施設である。事務手続に不備がある施設と合わせるとウ・エともに半数以上の施設で事務手続や規定に不備が見受けられた。

また、条例・規則に規定があるとしている施設でも、条例又は規則に「子ども土曜日」及び「こどもの日」を直接明示している施設は見受けられず、規則に基づく「市長等が定める別基準」により減免を実施している。

(3) 指定管理施設における減免実施状況の管理

指定管理施設における減免について、所管課からの減免基準の指示方法や指定管理者から所管課への報告状況を減免対象ごとに施設数を集計したものが、以下の表である。

ア 減免基準の指示方法

| 指示方法 | 障害者 (個人) | 障害者 (団体) | 子ども 土曜日 | こども の日 |
|--------------------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| 基本協定書・年度協定書・仕様書・要求水準等の書面 | 6 | 3 | 2 | 1 |
| 書面やメールなどによる通知 | 3 | 6 | 2 | 2 |
| 口頭 | 1 | 5 | 2 | 1 |
| 示したものはなし | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 10 | 14 | 6 | 4 |

所管課からの指定管理者への減免基準の指示方法については、多くは基本協定書や要求水準書、通知などにより指示しているものの、書面によらず口頭で指示しているものがあつた。

イ 減免実施状況の報告の有無

| 報告の有無 | 障害者 (個人) | 障害者 (団体) | 子ども 土曜日 | こども の日 |
|-----------|-------------|-------------|------------|-----------|
| 報告を受けている | 8 | 14 | 6 | 4 |
| 報告は受けていない | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 10 | 14 | 6 | 4 |

減免の状況について、多くの指定管理者は、所管課に減免対象ごとの報告をしていたが、障害者（個人）の報告をしていないものが2件あった。

ウ 指定管理者からの減免実施状況の報告方法

| 報告方法 | 障害者 (個人) | 障害者 (団体) | 子ども 土曜日 | こども の日 |
|-----------------------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| 月次報告書・ 事業報告書（年次報告書） | 8 | 9 | 6 | 4 |
| モニタリング時 (所管課で減免件数等を記録) | 0 | 4 | 0 | 0 |
| モニタリング時 (所管課で減免件数等の記録なし) | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 8 | 14 | 6 | 4 |

減免の実施状況について、多くの指定管理者は報告書やモニタリング時に所管課に報告をしていたが、モニタリング時に報告を受けた所管課が減免件数等を記録していないケースが1件あった。

エ 減免実施状況の報告項目

| 報告項目 | 障害者 (個人) | 障害者 (団体) | 子ども 土曜日 | こども の日 |
|-------|-------------|-------------|------------|-----------|
| 件数のみ | 5 | 7 | 6 | 4 |
| 金額のみ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 件数と金額 | 3 | 7 | 0 | 0 |
| 合計 | 8 | 14 | 6 | 4 |

子ども土曜日とこどもの日は、件数のみの報告となっており、減免対象によって報告させる内容が異なる取扱いが見られた。

第3 監査の結果

1 施設使用料等の減免の根拠の規定整備について【意見要望】

普通地方公共団体は、地方自治法第225条の規定により公の施設の利用について使用料を徴収することができることとなっている。施設利用に係る経費の一部を使用料として徴収し、施設利用者などの受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する者と利用しない者との公平性を確保している。

平成29年（2017年）3月に市が策定した「受益者負担の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）では、使用料の減額・免除による減収分は公費によって賄うこととなるため、その適用は慎重に行わなければならないとしており、使用料の減免に当たっては一定の明確な基準の下、公平・公正に適用する必要がある。

また、基本方針では、使用料の減額・免除について、

- ①法令で減免することを規定しているもの
- ②生活困窮者等特別な事情のあるもの
- ③中学生以下の施設使用料（土曜日及びこどもの日）

という統一的な基準をもとに、各施設の設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定して条例に規定することとしている。また、政策的判断に基づき減免できる旨の規定を設ける場合には、原則として規則において減免すべき事項を具体的に規定することとしている。

市の施設の多くは、条例において施設使用料等について「減額し、又は免除することができる。」と規定し、規則に具体的な減免の基準を規定している。さらに、当該減免の基準の中で、「市長（教育委員会）が特別な理由があると認めたとき」や「市長（教育委員会）が別に定める基準に該当すると認めたとき」などと規定されている場合には、市長（教育委員会）までの意思決定により減免の対象者や内容を具体的な基準（以下「市長等が定める別基準」という。）として別に定めている。

そこで、各施設における減免の実施状況及び条例・規則等の減免の根拠について調査したところ、次のような状況が見受けられた。

（1） 「子ども土曜日」、「こどもの日」及び「障害者（個人）」の施設使用料等の減免において、次のような事例が見受けられた。

ア 「子ども土曜日」、「こどもの日」及び「障害者（個人）」の施設の使用料を減免していた直営施設について、指定管理者制度を導入した際に、同制度における利用料金についての減免規定に不備があり、当該減免根拠規定を欠いていた。

イ 「子ども土曜日」の施設の使用料について、条例・規則の規定に基づく「市長等が定める別基準」の意思決定により減免していたが、規則に減免基準を限定列挙する際の規定に不備があり、当該減免根拠規定を欠いていた。

ウ 施設新設と併せて指定管理者制度を導入した際に、「障害者（個人）」の利用料金の減免規定を整備しなかったため、減免根拠規定を欠いていた。

なお、所管課が、指定管理者募集の際の業務内容等を記載した要求水準書において、根拠がないにもかかわらず減免を指示していた状況も見受けられた。

(2) 条例・規則の規定に基づき、意思決定した「市長等が定める別基準」の文書が確認できない状況が見受けられた。

市が作成した「公文書管理の手引」には、市の公文書は適切に保管保存され、市の意思決定の証拠物件として利用できるようにしておかなければならないと記載されている。すなわち、「市長等が定める別基準」の意思決定文書は、当該基準を適用して減免を実施している限り業務上使用している段階の現用文書として、適切に管理・保管されなければならないが、現時点において明確な根拠となる当該文書が確認できていない。

(3) 条例・規則の規定に基づき、「市長等が定める別基準」として意思決定をする場合、市長（教育委員会）決裁とすべきところ、部長決裁となっており手続きが不適切な状況が見受けられた。

既に述べたとおり、施設使用料等の減免の適用に当たっては、明確な根拠が必要であることは言うまでもない。減免規定及び意思決定の不備について各所管課が適切に対応できるよう、市の方向性を整理した上で周知されるよう要望する。

また、「市長等が定める別基準」の意思決定は、部長決裁ではなく市長（教育委員会）決裁によることの徹底を、改めて周知されるよう要望する。

2 政策的判断により試行実施した減免適用の検証について【意見要望】

各施設における減免の実施状況について調査を進めていく中で、「子ども土曜日」などの施設使用料等について、免除としている施設と無料としている施設が見受けられた。

これは、平成14年（2002年）3月の政策会議で決定し、対象所管部長宛てに発出した通知「公共施設の土曜日における子どもの料金の無料化について」において、「条例改正が本来的だが、当面は試行という位置付けとし、減免規定を適用する」と記載されていたことによるものである。当該通知に基づき、条例において「市長等が定める別基準」の意思決定により無料とすることができる施設は無料と

した。一方で、無料の規定がなく「市長等が定める別基準」の意思決定により減免とすることができる施設は試行的に免除としているが、20年以上試行のまま現在に至っている。

本来、政策的判断により試行実施する場合はあらかじめ終期を定め、試行期間終了後には、検証結果を踏まえた上で市としての方針を決定すべきであると考えている。

なお、「市長等が定める別基準」の意思決定により免除としていたものの、現在では無料と認識している所管課も見受けられた。減免は、本来徴収すべき使用料という債権を減免手続により放棄することであるが、無料は何ら手続を行うことなく当初から使用料を徴収しないことである。両者には明確な違いがあることも理解しなければならない。

については、現状を踏まえて市としての方向性を再検討した上で、各所管課が適切かつ必要な規定整備を行うことができるよう整理されることを要望する。

3 総括

今回の行政監査は、公の施設に係る施設使用料等の減免について、規定の整備状況、手続方法、指定管理施設における減免状況の把握等について調査し、適正な管理につなげることを目的に実施したものである。

監査の結果、減免の手続については事後申請や事後承認は見受けられず、免除申請から決定までの手続において、本人確認書類等の確認方法も含め、おおむね適切に行われていることが確認できた。

しかし、既述したように、いくつかの事例において減免根拠の不備や意思決定の不適切な取扱いが見受けられた。今回監査対象となった施設だけではなく減免事務を取り扱う所管課において、目的、根拠規定、手続の適正性を再確認し、公平性の観点に立って必要な見直しを行われない。

減免制度の適正な運用は市民からの信頼と信用を得ることに寄与し、ひいては受益者負担に対する市民の正しい理解促進につながると考える。今後のより一層の行政サービスの向上を目指し、職員一人ひとりの意識を高め、適正な事務処理に努められるよう望むものである。

本監査において、減免実施の際の明確な根拠の必要性や、試行実施への対応について言及し、市としての方向性を決定されるよう要望したところである。市の方向性を決定される際には、政策的な必要性、施設の設置目的、特性及び受益者負担の観点を鑑み、社会情勢の変化、施設利用者の状況等の現状を踏まえて検討されるよう、強く望むものである。